

○科学研究費助成事業等の不正行為等の取り扱いに関する規則

(平成27年3月25日平成27年規則第13号)

改正 平成28年3月30日平成28年規則第70号 平成29年3月30日平成29年規則第41号

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 不正行為等の防止体制(第4条―第10条)
- 第3章 不正行為等の措置
 - 第1節 告発及び受付(第11条)
 - 第2節 予備調査及び本調査(第12条―第18条)
 - 第3節 不服申立て(第19条・第20条)
 - 第4節 処分(第21条―第25条)
- 第4章 雑則(第26条・第27条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)に雇用される研究者等が文部科学省等の所管する科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)その他の外部資金又は機構の運営費交付金(以下「科研費等」という。)において実施する研究について、適切な管理及び運営の体制並びに不正行為等に係る手続き等を構築することにより、不正行為等の防止を図るために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、以下の各号に定めるところによるものとし、これらについて、この規則を適用するものとする。

- (1) 「研究者等」とは、別表第1に定める部室に所属し科研費等をもって実施する研究活動に従事する者及びこれ以外の者で研究活動を行うことを職務に含む者として機構に雇用され科研費等をもって実施する研究活動に従事する者をいう。
- (2) 「不正行為」とは、研究活動において行われた故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいう。

ア 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

- (3) 「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく科研費等の使用、科研費等の他の目的又は用途への使用、その他法令若しくは応募要件又は契約等に違反した科研費等の使用をいう。
- (4) 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により科研費等の対象課題として採択されることをいう。
- (5) 「不正行為等」とは、不正行為、不正使用及び不正受給をいう。
- (6) 「研究倫理の普及啓発」とは、不正行為等を防止するため、機構が研究者等に対し、研究倫理及び科研費等に関するルールや責任、不正行為等に該当する行為の類型等を周知する活動をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、不正行為等を行ってはならず、他者による不正行為等の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等(以下「研究資料等」と総称する。)を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 論文等により発表された研究成果を基礎づける研究資料等は、原則として当該論文等の発表から10年間、試料や標本等の有体物は、原則として5年間保存する。ただし、他の規則に定めのあるとき又は保存が不可能ないしは著しく困難である場合その他のやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。
- 5 研究者等が異動又は退職等により研究を行った所属部室を離れる際には、論文等により発表された研究成果を基礎づける研究資料等及び試料や標本等の有体物を、機構の求めに応じ、当該所属部室の研究公正推進責任者に渡し、以降の保管・管理を依頼する。
- 6 研究者等の従事する研究が事業の終了等に伴い終了又は中止したときも前項と同様とする。この場合における保管・管理は、研究実施時における研究者等の所属部室が担当する。

第2章 不正行為等の防止体制

(体制の構築)

第4条 不正行為等の防止を図るため、機構に第1号から第3号に掲げる者を置き、第4号に掲げる者を置くことができる。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) 研究公正推進責任者
- (4) 研究公正推進副責任者

2 統括管理責任者を補佐するため、主管課を置く。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、上席フェロー(コンプライアンス担当)をもってあてる。

- 2 最高管理責任者は、機構全体を統括し、科研費等の運営及び管理について最終的な責任を負う。
- 3 前項に加え、最高管理責任者は、不正行為等の防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるほか、統括管理責任者及び研究公正推進責任者等が責任をもって科研費等の運営及び管理を行えるよう適切に指導する。
(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、監査・法務部長をもってあてる。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、科研費等の運営及び管理について機構全体を統括する実質的な責任を負い、かつ権限を有する。
- 3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、機構全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
(研究公正推進責任者)

第7条 研究公正推進責任者は、別表第1に定める者をもってあてる。

- 2 研究公正推進責任者は、研究者の所属する部室における科研費等の管理及び運営に関して責任を負い、かつ権限を有する。
- 3 研究公正推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、担当する部室において、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 自己の担当する部室における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正行為等の防止を図るため、部室の科研費等の運営及び管理に関する研究者その他関係者全員に対し、研究倫理の普及啓発活動を実施すると共に受講状況を管理監督する。
 - (3) 部室等において、研究者が適切に科研費等を管理及び執行しているか等を随時モニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
 - (4) 部室等において、研究者が適切に研究資料等を保管・管理しているか等を随時モニタリングし、必要に応じて改善を指導する。また、研究者が異動又は退職等により部室を離れた後の保管・管理を行う。

(研究公正推進副責任者)

第8条 研究公正推進責任者は、部室の規模等を勘案し、適切な管理及び運営のため、研究公正推進責任者を補佐し、前項各号の業務を行う研究公正推進副責任者(以下「副責任者」という。)を指名することができる。

- 2 副責任者は、部室に所属する課長又は調査役等のうちから研究公正推進責任者が指名する。
- 3 研究公正推進責任者は、副責任者を指名したとき、速やかに統括管理責任者に報告する。
(主管課)

第9条 主管課は、監査・法務部研究公正課(以下「主管課」という。)とする。

- 2 主管課は、統括管理責任者を補佐し、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正行為等に係る告発等の窓口に関すること。
 - (2) 不正行為等の防止計画の策定に関すること。
 - (3) 不正行為等の防止のための施策の実施及び管理に関すること。
 - (4) 研究者等及び部室長への研修会及び研究倫理の普及啓発の実施に関すること。

- (5) その他不正行為等防止計画の推進に関すること。
- (6) 前各号に定める業務の遂行状況等について、最高管理責任者へ報告すること。
- (7) 調査委員会及び処分検討委員会の事務に関すること。

(監査)

第10条 科研費の適正な管理のため、科研費に係る監査は、ガイドライン等に従い、監査・法務部監査・セキュリティ課が毎年度実施する。

- 2 前項に定める監査の対象件数は、件数が僅少の場合は全件とする。
- 3 監査・法務部監査・セキュリティ課は、第1項に定める監査の結果についてとりまとめ、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。
- 4 各部室は、科研費に係る監査につき、監査・法務部監査・セキュリティ課に協力しなければならない。

第3章 不正行為等の措置

第1節 告発及び受付

第11条 研究活動における不正行為等の対応に関する規則(平成27年規則第12号。以下「対応規則」という。)第4条及び第5条の規定は、この規則における研究活動の不正行為等に係る告発及びその受付に準用する。

- 2 国及び機構以外の他の独立行政法人等から本規則における研究活動の不正行為等に係る告発についての回付があったときは、通報窓口で告発があったものとみなす。

第2節 予備調査及び本調査

(予備調査)

第12条 最高管理責任者は、前条の規定により受理した告発の内容の合理性、本調査の可能性等について予備調査を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、次の各号のいずれかにより不正行為等が発覚したとき、又はその疑いが指摘されたときは、予備調査を行うことなく、本調査を行う。
 - (1) 国の行政機関、資金配分機関(機構を除く。)及び研究機関等による調査
 - (2) 機構による調査(監事による監査及び監査・法務部監査・セキュリティ課による内部監査を含む。)
 - (3) 会計監査法人による監査
 - (4) 会計検査院による実地検査
 - (5) 税務調査その他前各号に準じる調査として、機構が合理的と認めたもの
- 3 最高管理責任者は、必要と認めるときは、学協会や研究機関等の他機関に予備調査の一部又は全部を委託するほか、外部の有識者に対し、予備調査を依頼し又は専門的な意見等を聴くことができる。
- 4 最高管理責任者は、不正行為等のうち不正使用については告発の受付から30日以内に、不正行為及び不正受給については告発の受理から30日を目安に予備調査の結果に基づき本調査の要否を判断するものとし、当該調査の要否を文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会等の配分機関(以下「配分機関等」という。)に報告する。

- 5 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求める。また、本調査を行わないことを決定したときは、速やかに理由を付して告発者及び被告発者に通知する。
- 6 最高管理責任者は、機構以外の調査機関が機構で行われた研究活動に関して調査を行う場合、当該調査機関の求めがあれば、機構が調査を行う場合に準じて、証拠の保全等の必要な措置を関係者に指示する。

(調査委員会)

第13条 最高管理責任者は、予備調査の結果本調査が必要と判断した場合、速やかに本調査を行うため、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 3 最高管理責任者は、役職員又は外部の有識者から委員長及び委員を指名又は委嘱する。ただし、不正使用を除く不正行為等の本調査に係る調査委員会は、委員の半数以上を外部有識者としなければならない。
- 4 委員長及び委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 告発者及び被告発者は、前項の通知が到達した日から10日以内に書面をもって異議を申し立てることができる。
- 7 前項の異議を受理したときは、最高管理責任者は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、異議申立てに係る委員を交代させる。
- 8 最高管理責任者は、前項の審査結果及び委員を交代させたときはその旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 9 この規則に定める事項のほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(本調査及び最高管理責任者への報告等)

第14条 調査委員会は、本調査の方針、調査対象及び方法等について定め、本調査を行う。

この場合において、最高管理責任者は、速やかに配分機関等に報告し、配分機関等から指示を受けたときは、その指示に従うものとする。

- 2 調査委員会は、次の各号について調査・認定し、結果を取りまとめて、告発を受け付けた日から160日以内に最高管理責任者に報告する。ただし、不正行為及び不正受給の本調査の場合は、本調査の実施の決定した日から30日以内に本調査を開始し、本調査を開始した日から調査内容をまとめるまで150日以内を目安として報告する。ただし、いずれの場合も、配分機関等により正当な理由があると認められた場合は、これと異なる期限を設定することができる。

(1) 不正行為及び不正受給

不正の事実関係、不正の有無、その内容、不正とする論文等と各著者の役割、不正の程度と関与の程度等

(2) 不正使用

不正の事実関係、不正の有無、その内容、関与した者、不正及び関与の程度並びに不正使用額

- 3 調査委員会は、本調査の過程にあつて、不正行為等の事実が一部でも確認されたときは、速やかに認定したうえ最高管理責任者に報告する。
- 4 第2項において、不正行為等が行われなかったと認定される場合であつて、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、あわせてその旨の認定を行い、最高管理責任者に報告する。ただし、この認定を行うに先立ち、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査方法等)

第15条 調査委員会は、本調査において、被告発者に弁明の機会を与えて、その聴取を行わなければならない。ただし、学協会や研究機関等の他機関が実施した調査において既に弁明の機会を与えられているときは、この限りではない。

- 2 不正行為の調査の際には、調査委員会は、前項に加え、研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料等の精査、関係者へのヒアリング等を行うものとし、調査に当たっては、証拠となるべき資料等を保全する措置をとるものとする。
- 3 調査委員会は、必要と認めるときは、学協会や研究機関等の他機関に本調査の一部又は全部を委託することができる。
- 4 調査委員会は、必要と認めるときは、外部の専門家等に対し、本調査を依頼し、又は意見を聴くことができる。
- 5 調査委員会は、調査等に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者及び被告発者等に告発者が特定されないよう周到に配慮しなければならない。
- 6 調査委員会は、調査等に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(認定)

第16条 調査委員会は、前条第1項に定める被告発者の認否及び弁明の内容並びに調査によって得られた物的及び科学的証拠、証言、被告発者の自認等の各証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

- 2 前項において、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定してはならない。
- 3 被告発者が生データや実験ノート等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定する。

(調査中の一時的措置)

第17条 最高管理責任者は、第14条の調査を行うと決定した日以降で適当と認める日から第21条及び第22条に規定する処分が行われるまでの間、告発された研究費の支出停止、使用停止、申請課題の採択留保、被告発者の業務の一時停止その他必要な措置を講ずることができる。

(配分機関等への報告)

- 第 18 条 最高管理責任者は、告発を受け付けた日から 210 日以内までに調査委員会による調査結果、不正行為等の発生要因、不正行為等に係る科研費等における管理・監査体制の状況、及び再発防止計画等を含む最終の調査結果報告書を配分機関等に提出する。
- 2 前項において、最高管理責任者は、前項に定める提出期限内に調査が完了しないときは、配分機関等に対して、中間報告書を提出するとともに、最終の調査結果報告書を提出する新たな期限及び遅延した事由等について報告し、配分機関等と協議する。
 - 3 最高管理責任者は、第 14 条第 3 項の調査過程における不正行為の認定の報告を受けたときは、速やかに配分機関に報告する。
 - 4 最高管理責任者は、前項のほか、配分機関等の求めに応じ、本調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
 - 5 最高管理責任者は、告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に本調査の結果(認定を含む。)を速やかに通知する。また、被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者が、機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも本調査の結果(認定を含む。)を速やかに通知する。なお、以降の手続きにおいて、告発者及び被告発者に各種通知をする際も同様とする。

第 3 節 不服申立て

(不服申立て)

- 第 19 条 被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、本調査の結果等に不服がある場合は、調査結果(認定を含む。)について不服申立てをすることができる。
- 2 前条に定める不服申立ての期間は、調査結果を発出した日から 14 日以内とし、申立ては書面をもって行わなければならない。
 - 3 申立て内容の一部又は全部が重複した場合は、これを受け付けられないものとする。
 - 4 前 3 項に基づく不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、調査委員会に意見等を聴くものとし、不服申立てに係る書面を受け付けた日から 30 日以内に告発者又は被告発者に調査委員会の意見等を付して通知する。ただし、不正行為及び不正受給に関する不服申立てについては、申立ての趣旨、理由等を勘案し 50 日以内を目安に再調査を行うか否かを決定し、告発者及び被告発者に通知するものとする。
 - 5 不服申立ての趣旨により新たに専門性を要する判断が必要である場合は、調査委員の交代又は追加などを行う。

(再調査)

- 第 20 条 調査委員会が再調査を行う決定を行った場合は、被告発者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 再調査を開始した場合、調査委員会は、当該再調査を開始した日から原則 50 日以内に、その認定の内容を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。
 - 3 最高管理責任者は、前項の結果を告発者及び被告発者に通知するものとする。
 - 4 告発が悪意に基づくものと認定された告発者による不服申立てにおいては、調査委員会は、当該不服申立てがあった日から原則として 30 日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。

5 最高管理責任者は、前項の結果を告発者及び被告発者に通知するものとする。

第4節 処分

(処分の対象者)

第21条 最高管理責任者は、調査委員会による本調査(再調査を行う場合は再調査)の結果(調査を委託した機関等の結果を含む。以下同じ。)、不正行為が行われたと認定した場合、次の各号に掲げる者等に対し、必要な処分を行う。

(1) 不正行為に関与し、又は責任を負うと認定した次に掲げる者

ア 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者(共著者を含む。以下同じ。)

イ 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定される者

ウ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

(2) 不正使用又は不正受給に関し、直接関与し又は管理・監督上の責任があると認定した研究者等(共謀者等を含む。)、及び体制等に関する役職員等

(3) 機構が直接取引において不正使用等に関与したと認定する関係企業等(不正行為等に係る処分)

第22条 最高管理責任者は、調査委員会による本調査の結果に基づき、前条の不正行為等の被認定者に対して次に掲げる処分を行うことができる。

(1) 被認定者に係る科研費等において実施する研究の全部又は一部の中止

(2) 被認定者に係る申請課題の取下げ

(3) 不正行為等に該当する科研費等において執行した研究費等の全部又は一部の返還

(4) 被認定者に係る科研費等への申請資格又は参加資格の制限

(5) 被認定者に係る給与、謝金等の全部又は一部の返還

(6) 不正使用に関与したと関係企業との新たな取引の全部又は一部の停止

(7) 不正行為と認定された論文等の取下げの勧告

(8) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める処分

2 前項第4号における資格制限期間は、不正行為等の内容等を勘案し、不正行為については別表第2に、不正使用及び不正受給については別表第3に、それぞれ掲げる範囲内で、調査委員会による本調査の結果を踏まえて決定する。

3 前2項に定める処分のほか、被認定者及び告発が悪意に基づく者と認定された機構に所属する告発者の懲戒及びその手続きについては、就業規程等の被認定者及び告発者を対象とする就業規則においてそれぞれ定める。

4 前2項において、配分機関から処分の通知があったときは、その通知に従い処分する。

(告訴又は告発、並びに訴訟)

第23条 最高管理責任者は、不正行為等のうち、不正使用又は不正受給における私的流用に関して、その悪質性が高い場合で、刑事告発、告訴及び民事訴訟の提起が必要と認めるときは、速やかに必要な手続きをとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前条に基づく処分を決定する前に、不正行為等の認定について訴訟が提起された場合、判決の確定を待たずに処分を行うことができる。
- 3 前条に基づく処分を決定した後に、不正行為等の認定について訴訟が提起された場合、訴訟に影響しない処分を除き、判決が確定するまでの間、処分を継続するものとする。
- 4 最高管理責任者は、裁判において不正行為等の認定が不適切であると確定したときは、直ちに処分の撤回又はそれに相当する措置を講ずるものとし、被認定者の名誉を回復する適切な措置を講ずる。

(損害賠償の請求)

第 24 条 最高管理責任者は、被認定者等及び関係企業等に対し、機構が被った損害について賠償の請求を行うことができる。

(公表)

第 25 条 最高管理責任者は、本調査の結果及び不正行為等と認定した被認定者等の処分結果について国の定めるガイドライン等に従い速やかに公表するものとする。

2 前項の公表は、原則として次に掲げる内容を含むものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 公表までに行った措置の内容
- (4) 調査の方法・手順
- (5) 必要に応じて調査委員の氏名及び所属

3 前項第 1 号の研究者の氏名の公表においては、事案の性質等を踏まえ、慎重に決定する。

第 4 章 雑則

(秘密保持義務)

第 26 条 この規則に定める役職員等、委員会の委員長及び委員は、その職務に関して知ることのできた秘密を第三者に漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規則に定めのない取扱い)

第 27 条 この規則に定めのない事項等については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)、及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 平成 26 年 2 月 18 日改正 文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)並びに関係規程等を準用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 70 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 41 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

部署	研究者役職	研究公正推進責任者
研究開発戦略センター	フェロー	企画運営室長
中国総合研究交流センター	フェロー	企画運営室長
社会技術研究開発センター	フェロー、アソシエイトフェロー	企画運営室長
低炭素社会戦略センター	センター長、副センター長、研究統括、上席研究員、特任研究員、研究員	企画運営室長
情報企画部	調査役、副調査役、主査、研究員	部長
知識基盤情報部	調査役、副調査役、主査	部長
バイオサイエンスデータベースセンター	研究員	企画運営室長
理数学習推進部	アナリスト	部長
日本科学未来館 運営管理課 プログラム企画開発課 展示企画開発課	科学コミュニケーター 科学コミュニケーション専門主任	事業部長

別表第2

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	上記以外の著者		2~3年	
3 1及び2を除く不正行為に関与した者			2~3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高	2~3年	

された者)	いと判断されるもの	
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年

別表第3

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年 4年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2~4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年 5年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択される場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1~2年 無し

(注) 2の項、4の項及び6の項における資格制限期間のうち、上段の年数は、平成25年度当初予算以降の研究活動(前年度から継続して実施するものを含む。)の不正使用等について適用する。

6の項における資格制限期間の下段においては、不正使用等の発生日に発効していた規則により適用する。